

岩倉市行政経営プラン推進委員会条例 (平成26年3月28日条例第4号)

最終改正:

改正内容:平成26年3月28日条例第4号 [平成26年4月1日]

○岩倉市行政経営プラン推進委員会条例

平成26年3月28日条例第4号

岩倉市行政経営プラン推進委員会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行財政改革に取り組むための計画（以下「行政経営プラン」という。）の推進に関する評価等を行う岩倉市行政経営プラン推進委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

**第3条** 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政改革の推進に関すること。
- (2) 行政経営プランに基づく行財政改革についての評価及び提案に関すること。
- (3) その他行財政改革に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

**第4条** 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 労働組合の代表者
- (4) 青年の代表者
- (5) 市民の代表者

(任期)

**第5条** 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第6条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(雑則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に置かれている委員会は、この条例の規定に基づき置かれたものとみなす。